

令和5年6月理事会議事録

- 1 開催日時 令和5年6月26日（月） 14時59分 ～ 16時53分
- 2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部
- 3 出席者
- |                   |         |
|-------------------|---------|
| 理 事 長             | 神 田 裕 二 |
| 専 務 理 事           | 神 山 浩 一 |
| 公 益 代 表 理 事       | 山 本 光 昭 |
| 同                 | 佐 藤 裕 一 |
| 保 険 者 代 表 理 事     | 木 倉 敬 之 |
| 同                 | 今 泉 礼 三 |
| 同                 | 長 尾 健 男 |
| 同                 | 天 野 勝 司 |
| 被 保 険 者 代 表 理 事   | 古 川 大 人 |
| 同                 | 寺 田 正 司 |
| 同                 | 小 林 司 二 |
| 診 療 担 当 者 代 表 理 事 | 猪 口 雄 二 |
| 同                 | 長 島 公 之 |
| 同                 | 松 本 純 一 |
| 同                 | 遠 藤 秀 樹 |
| 公 益 代 表 監 事       | 塔 下 和 彦 |
| 保 険 者 代 表 監 事     | 吉 田 雄 彦 |
| 被 保 険 者 代 表 監 事   | 新 谷 信 幸 |
| 診 療 担 当 者 代 表 監 事 | 篠 原 彰 一 |
| 常 任 顧 問           | 山 崎 章 一 |
| 参 与               | 安 部 好 弘 |
- 4 議 題 1 議 事
- (1) 役員等の選任（案）
    - ア 公益代表役員等の選任
    - イ 診療担当者代表役員等の選任
  - (2) 令和4事業年度事業状況及び決算（案）
    - ア 審査支払会計及び保健医療情報会計等
    - イ 財政調整等特別会計（後期高齢者医療特別会計、退職者医療特別会計等）

ウ 本部監事監査結果報告

2 報告事項

(1) 令和5年6月審査委員改選の状況

(2) 令和4年度の支払基金の取組状況

ア 診療報酬等確定状況（令和4年4月診療分～令和5年3月診療分）

イ 審査状況（令和4年5月審査分～令和5年4月審査分）

ウ 特別審査委員会の審査状況（令和4年5月審査分～令和5年4月審査分）

(3) 支払基金定款の一部変更の認可

3 定例報告

(1) 令和5年4月審査分の審査状況

(2) 令和5年5月審査分の特別審査委員会審査状況

(3) 令和5年5月理事会議事録の公表

4 その他

令和5年6月期末手当及び勤勉手当

5 議事内容

（理事長）

定刻前ではあるが出席の皆様方お揃いであるので、ただいまから理事会を開催する。本理事会の議事録署名者として長尾理事、古川理事にお願いをする。

また、本日は被保険者代表の福田理事が欠席である。この結果、本理事会は理事会の構成員である理事長及び理事総数16名のうち、15名の出席を確認しているので、支払基金定款に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

それでは、議題に入る。

最初に、議題(1)役員等の選任（案）ア公益代表役員等の選任についてお諮りをする。

公益代表役員等の公募については、本年3月の理事会において説明をさせていただいたスケジュールに従って、役員選考委員会において応募者の選考手続を進めていたが、6月5日、同委員会において面接選考が終了し、公益代表役員等の候補者が決定されたという報告を受けたので、本日の理事会において理事及び常任顧問候補者を選任いただくこととする。

本日は、役員選考委員会を代表して、委員長にご出席をいただいておりますので、この後、事務局から選考の経過について報告した後に、委員長

から選考結果及び選任理由について、ご報告をいただきたいと思う。

(役員選考委員会事務局長)

スライド3をご覧ください。

今回の公募については、神山浩一専務理事、山崎章一常任顧問が、本年6月30日をもって任期満了となること、また、佐藤裕一理事が本年6月30日をもって退任となることから、後任の役員等の選任に当たり、公募を実施したところである。

次に、公募期間及び応募状況であるが、公募は支払基金のホームページ等に掲載することにより、本年4月1日から28日までのおおむね1か月間実施し、その結果、3ポストに対し、4名の応募があった。

スライド4の役員選考委員会の開催状況等をご覧ください。

第6回選考委員会は3月23日から29日にかけて持ち回り開催とし、今般の公募に係る募集要項に該当する職務内容書及び選考基準の決定などを行った。

第7回選考委員会においては、5月15日から19日にかけて持ち回り開催として書類選考を実施し、履歴書、職務経歴書及び自己アピール文書から、職務内容書に記載された能力、経験、資格について審査を行った。その後、書類選考を通過した3名に対し、6月5日に面接を実施し、面接終了後、役員選考委員会を開催し、面接評定結果を踏まえ、選考委員会で合議の上、本理事会に提示する候補者各1名を決定していただいたところである。

(理事長)

ただいまから今般の理事候補の選考結果及び選任理由について、委員長からご報告をいただくが、その前に理事及び常任顧問の選考の当事者となる常任顧問及び執行役にあっては、審議が終了するまでの間、一旦退席していただく。

(常任顧問、執行役退席)

それでは、委員長から報告していただく。

(役員選考委員会委員長)

お手元に8人の選考委員の名簿が配付されている。このたびの支払基金役員等の公募による選考については、この8人の選考委員で書類選考、面接を実施し、公益代表役員等としてふさわしい者の選考に努めた。本日は、選考委員会を代表して、委員長である私から選考の経過と結果をご説明する。

それでは、まず理事候補についてご報告をする。

理事候補については、書類選考により2名の応募者を1名に絞り込んだ。1名を不合格とした理由については、就任時に65歳以下とする職務内容書に記載した年齢要件を満たさなかったことによるものであり、過日、1名の面接を実施した結果、山崎章一氏を本理事会にご提示申し上げる次第である。

山崎氏を理事候補として選任する理由であるが、従前から推し進めてきた審査支払に関する業務の効率化や、データヘルス改革業務の双方に関する知識や経験を有し、双方の業務を基盤とした、より大きな枠組みとなる医療DXを推進していくという、強い意欲と責任感を感じられること。

また、審査支払新システムの構築など、大規模なシステム開発等の知識・経験を有し、現在検討が進められている審査支払システムの国保との共同利用、共同開発についても、中心的存在として参画していること。

以上のことから、役員選考委員会では山崎章一氏を理事候補として適任と判断し、本理事会に提示するのでご審議のほどよろしく願います。

(理事長)

ただいま選考委員会を代表して、委員長から山崎章一氏が理事候補として提示された件について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、役員の選任については、支払基金の定款の規定により理事会で選任するとされているので、この規定に基づき、山崎章一氏を理事として選任することとしてよろしいか。

(異議なし)

ただいま議決をいただいたので、山崎章一氏を理事として選任することとする。

続いて、データヘルスを担当する理事候補の選考結果及び選任理由について、委員長から報告をしていただく。

(役員選考委員会委員長)

データヘルスを担当する理事候補については、応募者が1名であった。

過日、この1名の方の面接を実施した結果、播磨俊郎氏を本理事会にご提示申し上げる次第である。

播磨氏をデータヘルスを担当する理事候補として選任する理由であるが、健保組合の常務理事として、マイナンバーカードの保険証利用に向けた準備を先行的に取り組んだ経験を有している。

また、データヘルスの基盤を担う専門機関として、データヘルスの成長に貢献していこうとする強い意欲や熱意が感じられること。

以上のことから、選考委員会において播磨俊郎氏を理事候補として適任と判断し、本理事会に提示するので、ご審議のほど、よろしく願います。

(理事長)

それでは、ただいま播磨俊郎氏が理事候補として提示された件について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、先ほど申し上げた支払基金の定款の規定に基づき、播磨俊郎氏を理事として選任することとしてよろしいか。

(異議なし)

ただいま議決をいただいたので、播磨俊郎氏を理事として選任することとする。

続いて、常任顧問候補の選考結果及び選任理由について、委員長から報告をいただく。

(役員選考委員会委員長)

常任顧問候補については1名の応募があった。過日、1名の応募者の面接を行い、加瀬勝氏を本理事会にご提示申し上げる次第である。

加瀬氏を常任顧問候補として選任する理由は、医療保険制度に関する十分な知識・経験を有し、支払基金改革を進めていくという強い意欲、姿勢が感じられたこと。

また、審査支払業務に関する支払基金の実務、現場の実態等を把握しており、常任顧問として支払基金改革を進めていくのに適任であること。

以上のことから、選考委員会としては、加瀬勝氏を常任顧問候補として適任と判断し、本理事会に提示するので、ご審議のほどよろしく願います。

(理事長)

ただいま加瀬勝氏が常任顧問候補として提示された件について、質問、意見等があればご発言ください

(質問・意見等なし)

(理事長)

特段の質問、意見等がないようであれば、常任顧問の選任については、支払基金定款の規定により、理事会の議決を経て理事長がこれを行うとされているので、この規定に基づき、加瀬勝氏を常任顧問として選任することとしてよろしいか、お諮りをする。

加瀬勝氏を常任顧問として選任することとしてよろしいか。

(異議なし)

ただいま議決をいただいたので、加瀬勝氏を7月1日付常任顧問に選任することとする。

役員を選任については、支払基金法において厚生労働大臣の認可を受けなければその効力を生じないとされており、本日の理事会で議決をしていただいた理事2名について、直ちに厚生労働大臣に認可申請することとする。

また、支払基金の定款の規定により、専務理事は理事長が理事の中から指名するとされており、理事の大臣認可が得られた際には、山崎章一氏を専務理事に指名することとする。

なお、播磨俊郎氏の任期については、支払基金定款により前任者の残任期間となり、令和6年9月9日までとなる。

これをもって、公益代表役員等の選任についての議決を終了する。

委員長におかれては、ご多用の中、選考委員会の審議、並びに本日の理事会へのご出席、ご説明等、感謝申し上げます。

それでは、委員長はここでご退席をいただく。

(役員選考委員会委員長退席)

退席をしている常任顧問、執行役には理事会に戻っていただくので、しばらくお待ち願いたい。

(常任顧問、執行役入室)

次に、議事のイ診療担当者代表役員の選任についてお諮りをする。

今般、診療担当者代表の遠藤秀樹理事から退任したい旨の申出があり、支払基金法及び定款の規定に基づき、所属団体に候補者の推薦を求めたところ、診療担当者代表の理事として日本歯科医師会常務理事大杉和司氏が推薦されたので、理事に選任することとしてよろしいか、お諮りをする。

大杉和司氏を推薦に基づいて理事に選任することとしてよろしいか。

(異議なし)

(理事長)

異議なしと認め、大杉氏を理事に選任することとする。

先ほど議決をしていただいた公益代表理事2名と併せ、直ちに厚生労働大臣宛て認可申請をすることとする。

なお、大杉和司氏の任期については、支払基金定款により前任者の残任期間である令和6年8月26日までとなる。

続いて、次の議事に入る。

令和4事業年度事業状況及び決算（案）についてお諮りをする。

初めに、アの審査支払会計及び保健医療情報会計等について、事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

令和4事業年度事業状況及び決算（案）

・審査支払会計及び保健医療情報会計等事業状況

- ・令和4事業年度における事業の概況
- ・新しい組織体制の確立に向けた取組
- ・保健医療情報等の活用に関する取組
- ・安定的な業務運営に向けた取組

・審査支払会計及び保健医療情報会計等決算

決算の概況、収入支出の状況、収入支出予算と決算内訳、損益計算書、貸借対照表について説明。

-----

(理事長)

ただいまの審査支払会計、保健医療情報会計等の事業状況報告、決算について、質問、意見等があればご発言ください。

(診療担当者代表理事)

支払基金全体について、例えばスライド9のところに、新しい組織体制の確立に向けた取組や、安定的な業務運営に向けた取組とあるが、本年6月2日に総理大臣を本部長とする医療DX推進本部が、医療DX推進に関する工程表を決定し、公開している。この中の医療DXの実施主体というところには、「社会保険診療報酬支払基金を審査支払機能に加え、医療DXに関するシス

テムの開発・運用主体の母体とし、抜本的に改組する。」また、「具体的な組織の在り方、人員体制、受益者負担の観点を踏まえた公的支援を含む運用資金の在り方等について速やかに検討し、必要な措置を講ずる。」となっていて、まさに支払基金が大きく変わると、抜本的に変わるという局面、それも速やかに検討するというようなことが書かれているということである。

私どもは昨年から、言い続けてきたことでもあるが、ここのところについて、現在どのような状況であるのか、あるいはどのような対応をされる予定があるのか、現時点で分かることだけで結構であるので、教えていただきたい。

#### (事務局)

今、理事からご指摘があった、今年の6月2日、医療DXの工程表が政府から示され、医療DXの実施主体として、支払基金を抜本改組してその担い手とする、ということが本部決定されたということである。

また、その後、政府のデジタル社会重点計画、これは閣議決定である。あるいは骨太の方針、これも6月16日閣議決定である。それにおいても、医療DXの工程表を着実に推進するというようなことが、政府の方針として決定されたという経緯がある。

現時点での準備状況、それから今後の予定であるが、医療DXの推進体制として、どういう体制を組むことが必要かということについて、まず政府のほうで、厚生労働省、デジタル庁が中心になると思われるが、本格的な検討がなされるということになっている。速やかに検討となっているが、現時点でその検討が本格化しているという状況ではなく、今後、政府において検討体制が敷かれ、検討が進んでいくというような状況である。

支払基金としては、まず、政府の検討の開始、本格化を待って、支払基金として対応が必要なことについて検討していくということで、政府と一緒にあって、その検討に参画していくことになろうと思っている。

どのようなスケジュールでその検討が開始されるのか、またその検討がいつまでということで行われるのか、その辺の予定についても、政府からまだ示されていないので、政府の動きを見て、我々としても対応していきたいというのが、今の状況及び予定である。

#### (診療担当者代表理事)

その際に、例えば組織の在り方、人員体制、運用資金の在り方について、どこが決めるのか。支払基金として自ら決めることができるのか、国のほうで決めて、それに従わざるを得ないのか、それはいかがか。

(事務局)

今後のことについては、なかなか確定的なことは申し上げられないが、国において、先ほど話にあった6月2日決定の医療DX工程表においても、国がその辺りの支援策とか、必要な資金のあり方などについて速やかに検討していくということが示されているので、必要な体制、あるいは必要な支援策を含めて、国において基本的には審議がされていくものと考えているが、その実施主体となる支払基金としても、こういうことをするためには、こういう支援策、体制が必要であるというような意見については、積極的に国に対して申し上げ、必要な体制をしっかりと取れるよう、国としっかりと支払基金としても調整をしていきたいと考えているところである。

(診療担当者代表理事)

医療DXのことも極めて重要な役割だが、同時にこれまで担ってきた審査支払機能というの、それに劣らず大変重要な機能だと思っているので、決してそこの今まで担ってきた機能が損なわれることがないように、また新しい機能にしっかりとした対応をお願いしたい。また、分かれば、様々な情報をぜひお知らせいただければと思う。

(理事長)

ご指摘感謝申し上げます。医療DXの機能についても、基本的には審査支払機能があるからこそ成り立つものだと考えている。それは、オンライン請求等で使っている回線をそのまま使うということもあり、データヘルスの基盤としてのオンライン資格確認等システムの上に様々な機能が築かれていくということもある。また審査支払を担っているからこそ、診療情報としてレセプト情報などが提供できるということであるので、私自身は厚労省に対しても審査支払機能と切り離れたデータヘルスの機能や医療DXの機能というのは、成り立たないのではないかとということは申し上げている。

それから、先ほどから何点かいただいているが、これは医療DX工程表や与党の合同PTの報告にも書かれていることであるが、組織の改組に当たっては何点か重要な点があると考えている。重要なポイントの一つは、国のガバナンスがしっかりと効くということ。先ほど事務局からも申し上げたが、各種の運用経費の負担について、支払基金だけでこれを調整するというのは難しいと考えている。この点については、しっかりと国のほうで責任を持って調整をしていただく必要がある。そこに我々も参画をしていくということではないかと思っている。

また、一元的な意思決定ができる枠組み、今の審査支払と同じガバナンスでいいのかなのかということも重要な論点だと思っている。今、オンライン資格確認や中間サーバの運用については、支払基金は支払基金の

理事会で予算、事業計画を決定し、国保中央会が国保分を決定し、それを実施機関の運営委員会という形で、私と国保中央会の理事長、それから各両団体の理事が入ったような形で意思決定をする。そういう意味で言うと、3回意思決定するような枠組みになっているが、これではなかなか一元的な意思決定が難しいということがあるので、そういうことをどのように決めていくのか。また、地方自治体とか国保関係者の参画も得ながら、どうやって決めていくのかということも重要なポイントではないかと考えている。

いずれにしろ、先ほど申し上げたように、国の検討の場が設けられて、その場で検討されることとなるので、私どもとしても必要な意見は申し上げていきたいと考えている。

他に質問、意見等があればご発言ください。

#### (被保険者代表理事)

若干、今の話にも絡むが、大きな改革が体制面からも業務面からも進められてきて、これからも継続的に進んでいくというときには、繰り返し申し上げたが、組織一丸となって業務を円滑に進めていくことが本当に大事だと思っている。

そういう意味で、この事業概況には書いていないことであるが、労使関係のところについては、やはり建設的な労使関係というものがそれに生きると思うし、信頼関係の構築、それについてはぜひ、くれぐれもよろしくお願い申し上げたいと思う。

それからオンライン資格確認システムの導入状況の表が、スライド23、24にレセプトのことも出ている。拝見すると、一生懸命支払基金としてリーフレットを送付したりいろいろな取組をしているが、一方で、この導入率にとどまっている。これだけ見ると、少し支払基金の努力が足りないように見えてしまうが、実態を見ると、診療報酬上にいろいろな加算の仕組みがつくられても、それが医療機関や薬局には知れ渡ってないという背景もあり、そうしたことの周知や導入促進の取組は、国もしっかり取組を強化すべきと思っている。また、概況の本文41ページ、42ページのところに、女性活躍の関係で管理職に占める女性の割合等があるが、今後、支払基金にとって非常に重要な点かとも思う。民間企業では非常に進んでいる中、これらについても意識して、計画がきちんとあるとは思いますが、それを上回るような取組が進むことを期待している。

#### (事務局)

3点、ご意見等いただいたので、順次、総括的にお話をさせていただきたいと思う。

まず1点目、これまでの大改革、それから今後あり得る大改革に向けて、

労使関係を重視して、組織一丸となって円滑に改革を実施していくべきであるというご意見だったかと思う。まさにご指摘いただいたとおりだと思っている。

今後とも、引き続いて労使関係に十分に意を用いながら、今後の改革にもしっかりと労使一丸、組織一体となって対応していきたいと考えている。ご指摘に感謝申し上げます。

2点目、オンライン資格確認の医療機関での導入状況については、本日の資料では令和5年3月末現在の状況が掲げられている。

ご指摘いただいたように、全体として67.1%で運用開始というのが、3月末での数字になっているが、恐らくまた厚生労働省のほうから直近の状況、公表があると思うが、5月、6月と、この数字は上がってきている。この補助については9月まで受けられるというようなこともあって、今後9月に向けて、さらに普及及び補助金の執行が見込まれるところである。

ご指摘があったように、国からもしっかりと周知をしてもらうということは大変重要かと思うので、我々も国にそのようにお願いしていきたいと考えている。

3点目、女性の管理職の話だったかと思うが、我々支払基金は、女性の職員のほうが全体として多い職場である。本部、それから地方組織含めて、女性の活躍、特に女性の管理職の登用ということが課題になっているので、しっかり意識しながら対応していきたいと考えている。

(理事長)

他に質問、意見等があればご発言ください。

(診療担当者代表理事)

この医療DXについては、今の社会にどうしても必要なものだということ、我々も教育はしているが、プラス面と同時にネガティブな部分もあるというところで、セキュリティについては検討が始まっているところだと思っているが、医療DXにおけるICT化、今のところ支払基金が前面に出て運用を任せられるというような形のところがあるかと思うが、このセキュリティに関して、これも基金が前面に出るのかと。

国策としてネットワーク化されているわけで、最終的には国が責任を持っていたきたいとは思っているが、特に診療所、医療の現場に責任を負わされても非常に困る問題で、特に今回、セキュリティに関してはガイドラインver.6が出ているが、個人の医療機関等で対応できるかということ、かなり厳しいところがあると思っている。

どこが責任取るのかという中で、運用のプラス面も当然あると思うが、そういったマイナス面をカバーするというのも、支払基金がするのか、

国が最終的な責任を取られるのか、何か国が後ろに下がっているような風景に見えてしまうということで、今後どう対応されるのか、お聞きしたいと思う。

(事務局)

医療DXを進めていく上でのセキュリティ対策ということだと思う。

ご指摘にあったように、「医療機関の安全管理ガイドライン6.0版」、こちらを施行していくという中において、その先に、医療DXを進めていく上でセキュリティをどうするか。こちらについては、工程表の中にも、サイバーセキュリティ対策を進めていくということは、しっかり書かれている。

まず国のほうで組織を立ち上げて検討していくという、そういう中で、このセキュリティをどう確保していくのかということについても議論が行われると思うので、支払基金としても、ガイドライン、それからそうした国の検討の状況も踏まえつつ、オンライン資格確認システムのセキュリティ確保ということは、今も、現状でも進めていく必要はあるが、医療DXにおけるセキュリティ確保についても、支払基金としても必要な対応をしてまいりたいと思っている。

(診療担当者代表理事)

ぜひ安心できるような体制でお願いします。

(理事長)

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

他に、質問、意見等がないようであれば、ただいまご説明をさせていただいた令和4事業年度事業状況及び決算(案)の審査支払会計及び保健医療情報会計等につきまして、原案のとおり決定することとしてよろしいか。

(異議なし)

異議なしと認め、原案のとおり決定をさせていただく。

続いて、同じく令和4事業年度の事業状況決算のうち、財政調整等特別会計について、事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

令和4事業年度事業状況及び決算（案）

財政調整等特別会計（後期高齢者医療特別会計、退職者医療特別会計等）について、

・後期高齢者医療特別会計事業費勘定及び退職者医療特別会計事業費勘定の収入支出予算と決算内訳、損益計算書、貸借対照表、決算のポイントを説明。

-----

（理事長）

ただいまの財政調整等特別会計に関する決算等について、質問、意見等があればご発言ください。

（質問・意見等なし）

特段の質問、意見等がないようであれば、事業状況の報告、決算について、原案のとおり決定することとしてよろしいか。

（異議なし）

異議なしと認め、原案のとおり決定をさせていただきます。

ただいま議決をいただいた各決算について、支払基金法を根拠法とした審査支払会計及び保健医療情報会計については、規定に基づき、厚生労働大臣宛てに提出することとする。

また、医療介護情報化等特別会計及び後期高齢者特別会計以降の医療介護総合確保法、高齢者医療確保法など、支払基金法以外の法律を根拠とした会計については、それぞれの法律に基づき、厚生労働大臣に提出の上、承認を受けるとのこととなっているので、手続を進めさせていただきます。

なお、財産目録、事業状況報告については、支払基金ホームページにも掲載するほか、基金本部において備えておくこととしている。

続いて、議事(2)ウ本部監事監査結果報告について、公益代表監事から報告をお願いします。

（公益代表監事）

去る6月9日と16日の両日、決算及び業務に関する監査を行った。その結果について報告をする。

スライド63をご覧ください。

令和4事業年度の決算監査については、審査支払会計ほか各会計の事業状

況報告書は、法令及び定款に従い、支払基金の状況を正しく示しているものと認められ、併せて各会計における財産目録、財務諸表及び附属明細書についても、規程等に従い適正に処理されているものと認められる。

また、外部監査法人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認められる。

なお、監査法人からは、今回の決算において各会計の財務諸表及び附属明細書、利益処分計算書、損失処理計算書が、法令・規程等に従って作成されている旨の意見が記された報告を受けている。

次に、スライド64をご覧ください。

令和4事業年度の業務監査については、3点につき意見を述べさせていただく。

1点目は、各部室等において、事業計画に記載の項目につき、工程・進捗管理を行いながら、着実に取組を行っているものと認められる。

審査事務集約後の業務運営状況についても、着実なフォローと、課題がある場合には必要な取組を行ってきているところであるが、引き続き基金改革の目的である審査結果の不合理的な差異解消とICTを活用した業務の効率化に向け、組織運営、人事労務面にも配慮した対応を図るようお願いしたいと思う。

2点目は、過年度、監事意見書の中でも指摘を行ってきた事項だが、災害対応態勢の見直し及び継続的なレベルアップの必要性について、これについては、5月理事会にて事業継続計画の報告が行われたところだが、具体的な災害訓練計画の策定とその定期的な実施をお願いしたいと思う。

また、内部統制システムについては、各種委員会・部会等の体制構築、規程・マニュアル・各種チェックシート等の整備を通じて、各組織で理解・定着が図られてきているが、今後も、適正な業務運営を支えるより実効的なシステム態勢の構築に向け、継続的な運用と見直し・改善に取り組んでいただければと考えている。

3点目は、コンプライアンス遵守、情報セキュリティ対策、災害時の安否確認等、全役職員がその趣旨を理解し対応すべき事項については、継続的な取組を通じて、さらなる徹底に努めていただければと思っている。

以上の3点を業務監査結果としている。

続いて、スライド66をご覧ください。

過年度の監事意見書に対する取組の進捗状況について、今般の監事監査時に確認を行っており、併せてご報告させていただければと思う。

これまで、2016年3月、同12月、2018年11月の3回、計6項目につき監事意見が提出されている。直近では2021年10月の理事会にてフォロー状況の報告を行ったが、資料上の網かけをしている、災害対応態勢の見直し及び継続的なレベルアップ、障がい者雇用に対する対応態勢の整備、それから内

部統制システムの構築に対する取組、この3項目につき、フォロー継続としていた。この3つのフォロー継続項目の取組状況について説明する。

スライド67をご覧ください。

まず、資料中段の障がい者雇用に対する対応態勢の整備であるが、この4月1日現在の雇用率は2.5%と法定雇用率の2.3%を上回っている状況である。昨年度10月の組織集約後も、引き続き適切な配置・職務付与が行われると確認した上で、フォロー終了の是非を判断することとしていたが、今般その確認ができたことから、この項目についてはフォローを終了する。

次に、災害対応態勢の見直し及び継続的なレベルアップについては、先ほどご報告のとおり、定期的・継続的な訓練の実施を通じたマニュアルの実効化、それと役職員の災害発生時の対応レベルの向上、これが不可欠と考えているので、一定期間の訓練を経るまではフォロー継続が必要と考えている。

また、内部統制システムの構築整備についても、より一層の組織運営への定着と実効的なシステム構築に向けては、引き続き見直し・改善を行うとともに、Check&Actionをより意識した運営を図っていく必要があると判断しており、こうした観点から当項目についてもフォローを継続することとしている。

(理事長)

ただいまの本部監事監査結果報告について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、次に報告事項に入る。

2報告事項(1)令和5年6月審査委員改選の状況については、審査委員の任期は厚生労働省令によって2年と定められている。今般、5月末日をもって任期が満了となり、6月1日付をもって委嘱を行っている。今回の改正に当たり、ご協力をいただいた関係者の皆様には御礼を申し上げたい。

それでは、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和5年6月審査委員改選の状況について説明。

-----

(理事長)

ただいまの審査委員の改選状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、次に報告事項(2)令和4年度の支払基金の取扱状況のア診療報酬等確定状況及びイ審査状況について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和4年度の支払基金の取扱状況について、

・診療報酬等確定状況（令和4年4月診療分～令和5年3月診療分）

・審査状況（令和4年5月審査分～令和5年4月審査分）

を説明。

(理事長)

ただいまの令和4年度の診療報酬等確定状況と審査状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

令和4年度の年間分ということで、月別は毎月報告いただいているが、スライド93、94のご報告についての我々の状況報告をするとともに、ご意見を一つ申し上げたいと。

協会けんぽでも、社会保険庁の時代以来、レセプト点検員を47支部においての点検効果を上げるように努力をしてきた。また、独自のアプリケーションで審査の実績を踏まえてより重点的にやろうとアプリも毎月のように新しい事例を入れて審査に活用している。

その上で、外部委託等の効果の検証もしようということで、スライド93を見ていただくと分かると思うが、平成30年度までは、平成28年度から少し外部委託も併せて実施をしながら、その費用対効果を見てきた。その検証結果として、やはり外部委託よりも協会けんぽと、アプリのさらなる精度化を図った上で対応したほうが、より効果が出るということで、平成31年度、令和元年度からその点検員の効果をより高める努力、それからアプリの精度を高める努力を続けながら今に至っている。

再審査を出す件数自体は、コロナで緊急事態が出た支部は2分の1出勤というような出勤抑制をしながらであったが、重点的に高点数のものを優先

的に審査する。アプリも毎月の審査事例、それから支払基金の審査事例を併せて更新をしながら活用するというのを全支部で徹底し、効果を上げてきたと思っている。

スライド93の青い部分にあるように、我々の再審査請求したものの査定を認めていただける率も高い率を保っているし、原審査どおりのものはより少なくできているという自負を持っている。

スライド94にもあるように、令和4年度も後半時期になると40%を超える再審査の査定の件数が認められている。またスライド93にあるように我々の再審査請求したもののうち原審査どおりというのが他の保険者より3分の1程度にとどめている。

このような保険者ごとの努力も踏まえた手数料、審査体系の在り方というものも、ぜひ議論をさせていただきたいと思っている次第である。また、ご検討いただければと思う。

(理事長)

他に質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、次にウの令和4年度の特別審査委員会の審査状況について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和4年度の支払基金の取扱状況について、  
・特別審査委員会の審査状況（令和4年5月審査分～令和5年4月審査分）  
を説明。

(理事長)

ただいまの令和4年度特別審査委員会の審査状況について、質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、次に、報告事項(3)支払基金定款の一部変更の認可について報告をする。

スライド108をご覧願いたい。

全世代型社会保障法の成立に伴い、支払基金法において、医療費適正化

に資する診療報酬請求情報等の分析等を支払基金の目的や業務等に追加する法改正が行われ、先月の理事会において、法改正の文言と平仄を取る形で定款の一部変更を行うという議決をいただき、6月1日に認可されたので、ご報告をさせていただきます。

続いて、定例報告に入るところであるが、既に予定の時間をかなり超過いたしており、この後、ご予約のある理事の方もいらっしゃるので、定例報告については、説明を省略させていただくこととする。

4その他、令和5年6月期末手当及び勤勉手当についてであるが、国家公務員及び他の公的機関の改定状況を勘案して、スライド133のとおり支給することとしたので報告をさせていただきます。

全体を通して、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

(理事長)

特段の質問、意見等がないようであれば、本日の理事会が最後の出席となる理事の方からご挨拶をいただく。

最初に、遠藤理事にお願いします。

(遠藤理事挨拶)

遠藤理事には、今ご挨拶いただいたように、4年間にわたり支払基金の改革、また新型コロナに伴う財政状況の激変の中でご指導いただいたことを心から御礼を申し上げたいと思う。誠にありがとうございました。

続いて、神山専務理事に挨拶をお願いします。

(神山専務理事挨拶)

続いて、佐藤理事に挨拶をお願いします。

(佐藤理事挨拶)

今挨拶をいただいた神山専務理事、佐藤理事と一緒に、この改革をしてきたわけであるが、先ほど事業報告で説明をさせていただいたが、毎月サイクルを回しながら、職員一人一人のPDCA管理をする。それから、それぞれの拠点で、必ず本部から、成績が下がると、これはどうなっているのかということを指摘し、まず各拠点で議論をして、それを毎月月末に担当役員、神山専務理事は関東と近畿、佐藤理事は中部と九州を担当し、私も中

四国を担当しているが、毎年毎月このサイクルをしっかりと回すことで、先ほどご覧いただいたように、職員には転勤や遠距離通勤という大きな負担をかけながらも、審査実績を大きく向上させることができたということについては、担当の役員、またはブロックを担当している執行役、理事、それから現場のトップであるセンター長、事務局長をはじめ組織を挙げて取り組んできた成果であると思っている。

今後とも、組織を挙げて改革に取り組んでいけるように、理事の皆様からご指導いただいたこと、本日退任する理事が残していただいた実績をしっかりと引き継いで取り組んでいきたいと考えている。お二人の理事にも感謝申し上げたい。

それでは、本日の理事会はこれをもって閉会とさせていただきます。

次回の理事会については、7月31日午後3時から開催する予定としているので、よろしくお願い申し上げます。

令和5年6月26日

理 事 長 神 田 裕 二

保 険 者 代 表 理 事 長 尾 健 男

被 保 険 者 代 表 理 事 古 川 大